

令和元年第4回高松市議会定例会提出予定議案

1 令和元年度高松市一般会計補正予算（第2号）

現計予算額	157,409,364千円
補正額	799,065千円
補正後	158,208,429千円

2 令和元年度高松市卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）

現計予算額	1,240,257千円
補正額	2,618千円
補正後	1,242,875千円

3 高松市印鑑条例の一部改正について

〔R元. 11. 5から施行〕

住民基本台帳法施行令の一部改正を踏まえ、旧氏を用いた印鑑の登録を可能とする等のため、改正するもの

- (1) 旧氏を用いた印鑑の登録を可能とするもの
- (2) 登録者本人が個人番号カードを添えて、印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、印鑑登録証の添付を要さないこととするもの
- (3) 所要の規定整備をするもの

4 高松市職員退職手当支給条例等の一部改正について

〔R元. 12. 14から施行
(3)イはR2. 1. 1から施行〕

地方公務員法（以下「法」という。）の一部改正等に伴い、改正するもの

- (1) 高松市職員退職手当支給条例の一部改正
 - ア 法において、職員が成年被後見人又は被保佐人となったことにより失職する規定が削除されたことに伴い、所要の規定整備をするもの
 - イ 改元に伴う所要の規定整備をするもの
 - ウ 所要の規定整備をするもの
- (2) 高松市職員の給与に関する条例の一部改正
 - ア 法において、職員が成年被後見人又は被保佐人となったことにより失職する規定が削除されたことに伴い、所要の規定整備をするもの
 - イ 改元に伴う所要の規定整備をするもの
- (3) 高松市職員等の旅費に関する条例の一部改正
 - ア 法において、職員が成年被後見人又は被保佐人となったことにより失職する規定が削除されたことに伴い、所要の規定整備をするもの
 - イ 旅費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算することに変更するもの

5 高松市社会福祉審議会条例の一部改正について

〔 公布の日から施行 〕

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度の利用の促進に関し、基本的な事項を調査審議させるために設置する審議会その他の合議制の機関を高松市社会福祉審議会とするため、改正するもの

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度の利用の促進に関し、基本的な事項を調査審議させるために設置する審議会その他の合議制の機関を高松市社会福祉審議会とするもの
- (2) 所要の用語整備をするもの

6 高松市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

〔 公布の日から施行 〕

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、改正するもの

- (1) 法の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人に対し、新たに求めることとする報告等は、法の規定によるものとするもの
- (2) 所要の規定整備をするもの

7 高松市医療費助成条例の一部改正について

通院医療費の助成の対象となる者の範囲を拡大するため、改正するもの

〔 R 2 . 4 . 1 から施行
(3)は、R 2 . 3 . 3 1
までの間において規則
で定める日から施行 〕

- (1) これまで小学校未就学児及び小学生を対象としていた通院医療費の助成の対象を中学生までに拡大するもの
- (2) 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成に適用することとする経過措置を講ずるもの
- (3) 改正後の条例の規定による医療証の事前交付申請について、所要の経過措置を講ずるもの

8 高松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

〔 R元. 1 0 . 1 から施行 〕

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、改正するもの

9 高松市幼保連携型認定こども園条例の一部改正について

〔R2. 4. 1から施行〕

高松市屋島こども園及び高松市林こども園を設置することに伴

い、改正するもの

- (1) 高松市屋島こども園及び高松市林こども園の名称及び所在を定めるもの
- (2) 高松市学校条例の一部を改正し、高松市立学校を列記する表から、高松市立檀浦幼稚園及び高松市立林幼稚園を削るもの
- (3) 高松市保育所条例の一部を改正し、高松市立保育所を列記する表から、高松市立屋島保育所及び高松市立林保育所を削るもの

10 高松市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部改正について

〔R元. 10. 1から施行〕

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、改正するもの

11 高松市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

〔R元. 12. 14から施行〕

地方公務員法（以下「法」という。）の一部改正等に伴

い、改正するもの

- (1) 法において、職員が成年被後見人又は被保佐人となったことにより失職する規定が削除されたことに伴い、所要の規定整備をするもの
- (2) 所要の規定整備をするもの

12 高松市持続可能な水環境の形成に関する条例及び高松市環境審議会条例の一部改正について

高松市水環境協議会を廃止し、その所掌事務を高松市環境審議会に行わせるため、改正するもの

〔 R 2 . 1 2 . 1 から施行
(2)イは、R 元 . 1 1 . 1
から施行 〕

(1) 高松市持続可能な水環境の形成に関する条例の一部改正

- ア 高松市水環境基本計画の策定に係る意見聴取機関を、
高松市水環境協議会から高松市環境審議会に改めるもの
- イ 高松市水環境協議会を廃止するもの

(2) 高松市環境審議会条例の一部改正

- ア 高松市水環境協議会が所掌していた事務を高松市環境審議会の所掌事務に加えるもの
- イ 高松市環境審議会の委員数は、「15人以内」を「16人以内」とするもの

(3) (1)イに伴い、高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例に規定する高松市水環境協議会委員を削るもの

13 高松市建築基準法施行条例の一部改正について

建築基準法施行令の一部改正に伴い、引用条項を整備する等のため、改正するもの

〔 公布の日から施行 〕

(1) 政令の一部改正に伴い、引用条項を整備するもの

(2) 所要の規定整備をするもの

14 高松市建築関係手数料条例の一部改正について

高松市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例及び高松市地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例の一部改正に伴い、特定用途制限地域等における建築物の用途

の制限の適用を受けないものに係る建築の特例許可の申請のうち高松市建築審査会への諮問を要しないものに対する審査に係る手数料の額を定める等のため、改正するもの

- (1) 日常生活に必要な建築物の建築の特例許可申請に対する審査に係る手数料を、1件当たり15万円とするもの
- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い創設された、複数建築物の消費性能向上計画の認定及び当該計画の変更の認定に係る手数料の算定方法について定めるもの
- (3) 引用条項を整備するもの
- (4) 所要の規定整備をするもの

公布の日から施行
(2)は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行

15 高松市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について

建築基準法の一部改正に伴い、特定用途制限地域における建築物

の用途の制限の適用を受けないものに係る建築の許可をする場合において、高松市建築審査会への諮問を要しない場合を定めるため、改正するもの

〔公布の日から施行〕

16 高松市地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例の一部改正について

建築基準法の一部改正に伴い、地区整備計画区域における建築物

の用途の制限の適用を受けないものに係る建築の許可をする場合において、高松市建築審査会への諮問を要しない場合を定めるため、改正するもの

〔公布の日から施行〕

17 高松市消防団条例の一部改正について

成年後見制度の利用の促進に関する法律の制定及び同法に基づく

地方公務員法の一部改正を踏まえ、消防団員に係る欠格事項を見直す等のため、改正するもの

- (1) 成年被後見人又は被保佐人は、消防団員となることができないとする規定を削除するもの
- (2) 所要の規定整備をするもの

〔公布の日から施行〕

18 工事請負契約について

太田コミュニティセンター改築工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 308,000,000円
- (3) 相手方 株式会社香西工務店

19 工事請負契約について

高松市東消防署山田出張所改築工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 220,000,000円
- (3) 相手方 株式会社植原建設

20 字の区域の変更について

三谷町における単独県費補助土地改良事業集落営農推進生産基盤整備事業（ほ場整備事業）
西三谷地区の施行に伴い、字の区域を変更するもの

21 路線の認定について

市道2路線を認定するもの
・多肥上町62号線ほか1路線

22 平成30年度高松市一般会計・特別会計歳入歳出決算について

平成30年度高松市一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定を求めるもの

23 平成30年度高松市病院事業会計決算について

平成30年度高松市病院事業会計決算の認定を求めるもの

24 平成30年度高松市下水道事業会計決算について

平成30年度高松市下水道事業会計決算の認定を求めるもの

(報告)

- 1 平成30年度高松市健全化判断比率及び資金不足比率
- 2 債権の放棄